

## 輪島市特定不妊治療医療機関受診証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄			
(ふりがな) 受診者氏名	夫 ( )	妻 ( )	
受診者生年月日	年 月 日 ( 歳)		年 月 日 ( 歳)
治療方法	A B C D E F	A 又は B の場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください)	
	該当する記号(注参照)に○をつけてください		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無
治療期間※1	年 月 日から 年 月 日まで		
領収金額	※保険外診療に限る		
	特定不妊治療費	領収金額	円
	(男性不妊治療費除く) 男性不妊治療費※2	領収金額	円
	領収金額合計	領収金額	円

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関(指定を受けていない医療機関である場合を含む)で、男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植の目処が立たず治療終了
- E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。